



# 宮 崎 県 公 報

平成30年2月1日(木曜日) 第 2966 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………(総務課) 1		○保安林の指定解除の予定の通知……………(自然環境課) 6
○宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則……………(行政経営課) 3		○道路の区域の決定……………(道路保全課) 6
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(市町村課) 3		○道路の区域の変更(16件)……………( “ ) 6
○宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) 3		○道路の供用の開始(10件)……………( “ ) 9
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 4		○道路の占用を制限する区域の指定……………( “ ) 11
<b>告 示</b>		○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 11
○登録研修機関の登録……………(長寿介護課) 5		○土砂災害警戒区域の指定……………( “ ) 12
○民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 5		○土砂災害特別警戒区域の指定……………( “ ) 14
		○都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) 16
		○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 17
		○県営住宅の駐車場の使用料……………( “ ) 17
		○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 17
		<b>公 告</b>
		○保安林の皆伐面積の限度……………(自然環境課) 17
		<b>企業局企業管理規程</b>
		○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………18
		<b>雑 報</b>
		○平成29年度行政書士試験の合格者について……………18

## 規 則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第2号

#### 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 [略]	(趣旨) 第1条 [略] <u>(要配慮個人情報)</u> 第1条の2 条例第2条第3項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。 <u>(1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)</u> その他の次に掲げる心身の機能の障がいがあること。 <u>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害</u> <u>イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害</u> <u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに</u>

<p>(個人情報取扱事務登録簿) 第 2 条 [略] 2 条例第 6 条第 1 項第 8 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(6) [略]</p>	<p>掲げるものを除く。) エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果 (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 (5) 本人を少年法(昭和23年法律第 168号)第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。 (個人情報取扱事務登録簿) 第 2 条 [略] 2 条例第 6 条第 1 項第 9 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(6) [略]</p>
--	---

別記様式第 1 号中	個人情報の対象者の範囲					を
		基本的事項 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別・整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ( )	心身の状況 <input type="checkbox"/> 健康状態・病歴 <input type="checkbox"/> 障害の状況 <input type="checkbox"/> 身体的特性 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他 ( )	家庭・経済 <input type="checkbox"/> 家族の状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )	社会生活 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

個人情報 の 記 録 項 目	個人情報の対象者の範囲				に改める。
	要配慮個人情報の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
	基本的事項 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別・整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ( )	家庭・経済 <input type="checkbox"/> 家族の状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )	社会生活 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他 ( )	要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 人種* <input type="checkbox"/> 信条* <input type="checkbox"/> 社会的身分* <input type="checkbox"/> 病歴(□うち社会的偏見のある疾病*) <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴* <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障がい <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	

## 【※を収集する根拠】

 法令等 審議会の意見聴取

(法令等の名称： )

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県規則第3号

## 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則（平成22年宮崎県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(県の行政運営と密接に関連を有する法人)</p> <p>第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例（平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19) <u>公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団</u></p> <p>(20)～(24) [略]</p>	<p>(県の行政運営と密接に関連を有する法人)</p> <p>第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例（平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19)～(23) [略]</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県規則第4号

## 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年宮崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 条例別表の14の9の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		2 条例別表の14の9の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	[略]		<p>第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 条例別表の14の10の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		2 条例別表の14の10の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	[略]	
[略]													
2 条例別表の14の9の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]												
[略]													
[略]													
2 条例別表の14の10の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]												
[略]													

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県規則第5号

## 宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施

行規則等の一部を改正する規則

(宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則 (平成24年宮崎県規則第48号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常災害対策)</p> <p>第 2 条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、非常災害対策を講ずるに当たっては、当該指定障害児通所支援事業者等及び当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者 (宮崎県防災対策推進条例 (平成18年宮崎県条例第52号) 第 2 条第 6 号に規定する災害時要援護者をいう。) に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第 2 条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、非常災害対策を講ずるに当たっては、当該指定障害児通所支援事業者等及び当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する要配慮者 (宮崎県防災対策推進条例 (平成18年宮崎県条例第52号) 第 2 条第 6 号に規定する要配慮者をいう。) に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。</p>

(宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則 (平成24年宮崎県規則第49号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常災害対策)</p> <p>第 2 条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等並びに障害福祉サービス事業者、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害者支援施設は、非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者 (宮崎県防災対策推進条例 (平成18年宮崎県条例第52号) 第 2 条第 6 号に規定する災害時要援護者をいう。) に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第 2 条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等並びに障害福祉サービス事業者、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害者支援施設は、非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する要配慮者 (宮崎県防災対策推進条例 (平成18年宮崎県条例第52号) 第 2 条第 6 号に規定する要配慮者をいう。) に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。</p>

(宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 (平成24年宮崎県規則第50号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(児童福祉施設の設備及び運営の基準)</p> <p>第 2 条 児童福祉施設は、非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者 (宮崎県防災対策推進条例 (平成18年宮崎県条例第52号) 第 2 条第 6 号に規定する災害時要援護者をいう。) に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(児童福祉施設の設備及び運営の基準)</p> <p>第 2 条 児童福祉施設は、非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する要配慮者 (宮崎県防災対策推進条例 (平成18年宮崎県条例第52号) 第 2 条第 6 号に規定する要配慮者をいう。) に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 6 号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 9 年宮崎県規則第53号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第49号 (第30条、第31条関係)</p>	<p>様式第49号 (第30条、第31条関係)</p>

[略]

[略]	
5	収入決定の基礎
本人及び同居者の所得 控除の内訳 (年10月1日現在)	
所得金額 控 除 額	
続柄	
本人	円 同居者・別居の扶養親族 [略]
	円 老人控除対象配偶者・老人扶養親族 [略]
[略]	

様式第51号 (第30条関係)

[略]

別紙

[略]

収入決定の基礎	
本人及び同居者の所得 控除の内訳 (年10月1日現在)	
所得金額 控 除 額	
続柄	
本人	円 同居者・別居の扶養親族 [略]
	円 老人控除対象配偶者・老人扶養親族 [略]
[略]	

[略]

[略]	
5	収入決定の基礎
本人及び同居者の所得 控除の内訳 (年10月1日現在)	
所得金額 控 除 額	
続柄	
本人	円 同居者・同一生計配偶者・別居の扶養親族 [略]
	円 同一生計配偶者 (70歳以上の者に限る。)・老人扶養親族 [略]
[略]	

様式第51号 (第30条関係)

[略]

別紙

[略]

収入決定の基礎	
本人及び同居者の所得 控除の内訳 (年10月1日現在)	
所得金額 控 除 額	
続柄	
本人	円 同居者・同一生計配偶者・別居の扶養親族 [略]
	円 同一生計配偶者 (70歳以上の者に限る。)・老人扶養親族 [略]
[略]	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 266号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第6条の規定により、次のとおり喀痰吸引等研修を行おうとする者の登録をした。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	事業所		登録研修機関		研修内容	登録年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510006	株式会社オーボックス	東京都立川市砂川町2丁目68-2	株式会社オーボックス	東京都立川市砂川町2丁目68-2	第一号研修及び第二号研修	平成30年1月22日

宮崎県告示第 267号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字星倉字下山瀬1644・1645・字大岩下1676・1696・1699-1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 268号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字仁田ノ越1839-3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
  - （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 269号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
368	県道	勢田木崎線	宮崎市大字熊野字正蓮寺 692番地先から同市同大字同字 600番まで	9.5～ 32.5	377.0

**宮崎県告示第 270号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県

土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字花ノ群4334番1地先から同郡同町同大字同字4349番1地先まで	旧	20.6～ 46.6	142.0
				新	20.6～ 71.4	142.0

**宮崎県告示第 271号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字花ノ群4401番1地先から同郡同町同大字同字4401番1地先まで	旧	10.2～ 26.6	110.4
				新	10.2～ 70.5	110.4

**宮崎県告示第 272号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字水無	旧	10.9～ 31.5	47.7

			川 572番1 地先から同 郡同町同大 字同字 572 番1地先ま で	新	23.9～ 35.3	47.7
--	--	--	--	---	---------------	------

## 宮崎県告示第 273号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 25号	西臼杵郡高 千穂町大字 下野字折原 2404番4地 先から同郡 同町大字三 田井字崎ノ 尾2063番1 地先まで	旧	12.5～ 48.2	700.0
				新	13.2～ 53.2	700.0

## 宮崎県告示第 274号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	県道	竹田五 ヶ瀬線	西臼杵郡高 千穂町大字 河内字川添 3486番地先 から同郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字下 山 587番10 地先まで	旧	4.8～ 42.0	3,443. 0
				新	4.8～ 42.0	3,443. 0
					11.6～ 76.8	1,470. 0

## 宮崎県告示第 275号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字中之 又字松尾6 番1地先か ら同郡同町 同大字同字 6番1地先 まで	旧	5.5～ 15.3	40.0
				新	9.3～ 18.2	40.0

## 宮崎県告示第 276号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市清武 町加納字上 平野甲2248 番1から同 市同町加納 字大入甲21 98番4地先 まで	旧	7.5～ 24.5	387.0
				新	10.7～ 54.5	378.4

## 宮崎県告示第 277号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字元村 259番1地	旧	21.6～ 26.8	27.4

			先から同市 同大字同字 259番1地 先まで	新	25.2~ 37.1	27.4
--	--	--	---------------------------------	---	---------------	------

**宮崎県告示第 278号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	県道	北方土 々呂線	延岡市土々 呂町5丁目 1176番地先 から同市同 町4丁目42 42番1地先 まで	旧	12.0~ 42.1	67.4
				新	12.0~ 42.1	67.4

**宮崎県告示第 279号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	県道	京町小 林線	えびの市大 字浦字門田 1438番1地 先から同市 大字島内字 王子原2017 番7地先ま で	旧	5.1~ 15.3	1,108. 5
			えびの市大 字浦字門田 1438番1地 先から同市 大字島内字 王子原2017 番7地先ま で	新	5.4~ 45.0	1,098. 3

			えびの市大 字向江字籠 田 588番5 地先から同 市大字島内 字王子原20 17番7地先 まで		12.3~ 40.1	1,076. 1
--	--	--	---	--	---------------	-------------

**宮崎県告示第 280号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
122	県道	古江丸 市尾線	延岡市北浦 町市振字鍋 田2番23か ら同市同町 市振字本村 490番1地 先まで	旧	6.3~ 12.0	327.3
				新	8.6~ 30.8	326.1

**宮崎県告示第 281号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字南平 1243番15地 先から同郡 同町同大字 同字1243番 6地先まで	旧	7.8~ 31.2	14.6
				新	7.8~ 32.1	14.6

**宮崎県告示第 282号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。



なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5191番1 地先から同 市同町5193 番5地先ま で	旧	3.6～ 8.3	220.0
				新	6.6～ 16.3	220.0

#### 宮崎県告示第 283号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字越野 尾 222番13 地先から同 郡同村同大 字同字 222 番13地先ま で	旧	8.4～ 17.2	8.5
				新	35.9～ 38.4	5.2

#### 宮崎県告示第 284号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市大字 鏡洲字竹ノ 内 272番2 地先から同 市大字加江	旧	7.0～ 24.3	100.1
				新	7.0～ 25.1	100.1

			田字入料 6 39番1地先 まで		2.8～ 25.1	100.1
--	--	--	------------------------	--	--------------	-------

#### 宮崎県告示第 285号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市大字 鏡洲字星叶 514番3地 先から同市 同大字字竹 ノ内 400番 8まで	旧	7.0～ 24.2	67.4
				新	7.0～ 26.2	67.4
					2.8～ 26.2	67.4

#### 宮崎県告示第 286号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字椎原 698番1地 先から同郡 同村同大字 同字 739番 1地先まで	平成30年2月1日

#### 宮崎県告示第 287号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字十根 川 877番2 地先から同 郡同村同大 字同字 877 番17地先ま で	平成30年2月1日

**宮崎県告示第 288号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字十根 川 880番4 地先から同 郡同村同大 字同字 981 番6地先ま で	平成30年2月1日

**宮崎県告示第 289号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 25号	西臼杵郡高 千穂町大字 下野字折原 2404番4地 先から同郡 同町大字三	平成30年2月1日

			田井字崎ノ 尾2063番1 地先まで	
--	--	--	--------------------------	--

**宮崎県告示第 290号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字元村 259番1地 先から同市 同大字同字 259番1地 先まで	平成30年2月1日

**宮崎県告示第 291号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
49	県道	北方土 々呂線	延岡市土々 呂町5丁目 1176番地先 から同市同 町4丁目42 42番1地先 まで	平成30年2月1日

**宮崎県告示第 292号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
122	県道	古江丸 市尾線	延岡市北浦 町市振字鍋 田 2 番34地 先から同市 同町市振字 本村 490番 1地先まで	平成30年2月1日

**宮崎県告示第 293号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字南平 1243番15地 先から同郡 同町同大字 同字1243番 6地先まで	平成30年2月1日

**宮崎県告示第 294号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5191番 1 地先から同 市同町5192 番 1 地先ま で	平成30年2月1日

**宮崎県告示第 295号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字越野 尾 222番13 地先から同 郡同村同大 字同字 222 番13地先ま で	平成30年2月1日

**宮崎県告示第 296号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年2月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	東郷西都 線	児湯郡木城町大字中之又字松尾 6 番 1 地先から同郡同町同大字同字 6 番 1 地 先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月16日

**宮崎県告示第 297号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 下葦原地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 3 号までを順次結んだ線、標柱 3 号と標柱 4 号を市道蓑原 200 号線官民地境界に沿って結んだ線、標柱 4 号から標柱 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	都城市蓑原町3124-2
2	” ” 3120
3	” ” 3111-6 地先市道敷
4	” ” 3111-32地先市道敷
5	” ” 3111-8
6	” ” 3115-2
7	” ” 3125
8	” ” 3124-1

宮崎県告示第 298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串 間 市	堂ヶ字戸谷川	03-207-1-001	土 石 流
	鹿 谷 川	03-207-1-002	土 石 流
	石原谷川	03-207-1-009	土 石 流
	田之野谷川	03-207-1-014	土 石 流
	下大平谷川	03-207-1-015	土 石 流
	谷 川	03-207-1-016	土 石 流
	上原谷川1	03-207-1-019	土 石 流
	鯛取谷川	03-207-1-020	土 石 流
	初田谷川	03-207-1-023	土 石 流
	越ヶ谷川1	03-207-1-028	土 石 流
	越ヶ谷川2	03-207-1-029	土 石 流
	下石波谷川	03-207-1-067	土 石 流
	山神谷川	03-207-1-071	土 石 流

内之畑川	03-207-1-072	土 石 流
荒 谷 川	03-207-1-073	土 石 流
上木代谷川	03-207-2-001	土 石 流
鶴田谷川	03-207-2-015	土 石 流
小谷川 2	03-207-2-018	土 石 流
佃ノ前谷川	03-207-2-019	土 石 流
上千野谷川	03-207-2-021	土 石 流
山神谷川1	03-207-2-031	土 石 流
黒仁田谷川	03-207-2-032	土 石 流
山の神川	03-207-2-033	土 石 流
和田谷川	03-207-2-034	土 石 流
下木代谷川 2	03-207-3-001	土 石 流
下木代谷川 1	03-207-3-002	土 石 流
高 丸	I-1-0403	急傾斜地の崩壊
大 平 2	I-1-0404	急傾斜地の崩壊
中 原	I-1-0405	急傾斜地の崩壊
田之野 1	I-1-0406	急傾斜地の崩壊
田之野 2	I-1-0407	急傾斜地の崩壊
赤 池	I-1-0410	急傾斜地の崩壊
蕨ヶ平	I-1-0411	急傾斜地の崩壊
清 水	I-1-0421	急傾斜地の崩壊
鯛 取 1	I-1-0423	急傾斜地の崩壊
倉 掛	I-1-0424	急傾斜地の崩壊
秋 山	I-1-0425	急傾斜地の崩壊
小城ノ久保	I-1-0426	急傾斜地の崩壊
山 下	I-1-0427	急傾斜地の崩壊

前 田 2	I-1-0433	急傾斜地の崩壊	高 松 - 2	I-1-3160	急傾斜地の崩壊
前 田 1	I-1-0434	急傾斜地の崩壊	風 野 1	I-1-3162	急傾斜地の崩壊
鹿 谷 - 4	I-1-0444	急傾斜地の崩壊	鯛 取 2	I-2-0031	急傾斜地の崩壊
鹿谷-4- 新①	I-1-0444-新①	急傾斜地の崩壊	蕨ヶ平-1	I-2-0218	急傾斜地の崩壊
中本西方	I-1-0445	急傾斜地の崩壊	風 野	II-1-0400	急傾斜地の崩壊
木 代	I-1-0446	急傾斜地の崩壊	末 広	II-1-0408	急傾斜地の崩壊
西 小 路	I-1-0447	急傾斜地の崩壊	小 山	II-1-0422	急傾斜地の崩壊
松 清	I-1-0448	急傾斜地の崩壊	門 前 - 2	II-1-0506	急傾斜地の崩壊
寺 里	I-1-0449	急傾斜地の崩壊	奈 留 2	II-1-2064	急傾斜地の崩壊
寺里-新①	I-1-0449-新①	急傾斜地の崩壊	奈留2-新 ①	II-1-2064-新①	急傾斜地の崩壊
寺里-新②	I-1-0449-新②	急傾斜地の崩壊	七ッ橋 1	II-1-2067	急傾斜地の崩壊
七ッ橋	I-1-0450	急傾斜地の崩壊	七ッ橋1- 新①	II-1-2067-新①	急傾斜地の崩壊
東 塩 町	I-1-0451	急傾斜地の崩壊	東 - 4	II-1-4656	急傾斜地の崩壊
境 谷	I-1-0458	急傾斜地の崩壊	山 神	II-1-4662	急傾斜地の崩壊
河 内 山	I-1-0460	急傾斜地の崩壊	上 千 野 5	II-1-4702	急傾斜地の崩壊
上 千 野 2	I-1-0461	急傾斜地の崩壊	上 千 野 6	II-1-4703	急傾斜地の崩壊
中 千 野	I-1-0471	急傾斜地の崩壊	上 千 野 7	II-1-4704	急傾斜地の崩壊
舩 2	I-1-0518	急傾斜地の崩壊	上 千 野 8	II-1-4705	急傾斜地の崩壊
紺 部 ヶ 野	I-1-2060	急傾斜地の崩壊	上 千 野 9	II-1-4706	急傾斜地の崩壊
奈 留 1	I-1-2063	急傾斜地の崩壊	上 千 野 10	II-1-4707	急傾斜地の崩壊
鹿 谷 - 1	I-1-3137	急傾斜地の崩壊	西下弓田- 1	II-1-4708	急傾斜地の崩壊
越ヶ谷-1	I-1-3150	急傾斜地の崩壊	西下弓田- 2	II-1-4709	急傾斜地の崩壊
越ヶ谷 2	I-1-3151	急傾斜地の崩壊	前 田 4	II-1-4710	急傾斜地の崩壊
前 田 3	I-1-3152	急傾斜地の崩壊	小 城ノ久保 1	II-1-4720	急傾斜地の崩壊
上 木 代	I-1-3158	急傾斜地の崩壊			
高 松 - 1	I-1-3159	急傾斜地の崩壊			

霧島-2-新①	II-1-4727-新①	急傾斜地の崩壊
霧島-2-新②	II-1-4727-新②	急傾斜地の崩壊
鹿谷-2	II-1-4731	急傾斜地の崩壊
本西方-2	II-1-4732	急傾斜地の崩壊
高松-3	II-1-4734	急傾斜地の崩壊
高松-5	II-1-4736	急傾斜地の崩壊
笠 祇 3	II-1-4738	急傾斜地の崩壊
笠 祇 4	II-1-4739	急傾斜地の崩壊
平 原	II-1-4742	急傾斜地の崩壊
平原-新①	II-1-4742-新①	急傾斜地の崩壊
平原-新②	II-1-4742-新②	急傾斜地の崩壊
揚 原	II-1-4743	急傾斜地の崩壊
射場地野	II-1-4745	急傾斜地の崩壊
真 萱 3	II-1-4749	急傾斜地の崩壊
蔵ヶ平-2	II-1-4750	急傾斜地の崩壊
風 野 2	II-1-4754	急傾斜地の崩壊
大 平 4	II-1-4757	急傾斜地の崩壊
大 平 5	II-1-4758	急傾斜地の崩壊
倉 掛 1	II-1-4762	急傾斜地の崩壊
倉 掛 2	II-1-4763	急傾斜地の崩壊
内之畑-1	II-1-4783	急傾斜地の崩壊
磯 平	II-1-4790	急傾斜地の崩壊
本西方-3	II-2-0333	急傾斜地の崩壊
長 浜	II-2-0334	急傾斜地の崩壊
小山-1	II-2-0335	急傾斜地の崩壊
塗木-1	II-2-0336	急傾斜地の崩壊

塗木-2	II-2-0337	急傾斜地の崩壊
松尾-2	III-1-9333	急傾斜地の崩壊
城山-2-新①	III-1-9335-新①	急傾斜地の崩壊
城山-2-新②	III-1-9335-新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	堂ヶ字戸谷川	03-207-1-001	土 石 流
	鹿谷川	03-207-1-002	土 石 流
	田之野谷川	03-207-1-014	土 石 流
	下大平谷川	03-207-1-015	土 石 流
	鯛取谷川	03-207-1-020	土 石 流
	越ヶ谷川1	03-207-1-028	土 石 流
	越ヶ谷川2	03-207-1-029	土 石 流
	下石波谷川	03-207-1-067	土 石 流
	山神谷川	03-207-1-071	土 石 流
	内之畑川	03-207-1-072	土 石 流
	荒谷川	03-207-1-073	土 石 流
	上木代谷川	03-207-2-001	土 石 流
	小谷川2	03-207-2-018	土 石 流
佃ノ前谷川	03-207-2-019	土 石 流	

上千野谷川	03- 207- 2 - 021	土 石 流		松 清	I - 1 - 0448	急傾斜地の崩壊
山神谷川 1	03- 207- 2 - 031	土 石 流		寺 里	I - 1 - 0449	急傾斜地の崩壊
黒仁田谷川	03- 207- 2 - 032	土 石 流		寺里-新①	I - 1 - 0449-新①	急傾斜地の崩壊
和田谷川	03- 207- 2 - 034	土 石 流		寺里-新②	I - 1 - 0449-新②	急傾斜地の崩壊
下木代谷川 2	03- 207- 3 - 001	土 石 流		七 ッ 橋	I - 1 - 0450	急傾斜地の崩壊
下木代谷川 1	03- 207- 3 - 002	土 石 流		東 塩 町	I - 1 - 0451	急傾斜地の崩壊
高 丸	I - 1 - 0403	急傾斜地の崩壊		境 谷	I - 1 - 0458	急傾斜地の崩壊
大 平 2	I - 1 - 0404	急傾斜地の崩壊		河 内 山	I - 1 - 0460	急傾斜地の崩壊
中 原	I - 1 - 0405	急傾斜地の崩壊		上 千 野 2	I - 1 - 0461	急傾斜地の崩壊
田 之 野 1	I - 1 - 0406	急傾斜地の崩壊		中 千 野	I - 1 - 0471	急傾斜地の崩壊
田 之 野 2	I - 1 - 0407	急傾斜地の崩壊		舢 2	I - 1 - 0518	急傾斜地の崩壊
赤 池	I - 1 - 0410	急傾斜地の崩壊		紺 部 ヶ 野	I - 1 - 2060	急傾斜地の崩壊
蕨 ヶ 平	I - 1 - 0411	急傾斜地の崩壊		奈 留 1	I - 1 - 2063	急傾斜地の崩壊
清 水	I - 1 - 0421	急傾斜地の崩壊		鹿 谷 - 1	I - 1 - 3137	急傾斜地の崩壊
鯛 取 1	I - 1 - 0423	急傾斜地の崩壊		越 ヶ 谷 - 1	I - 1 - 3150	急傾斜地の崩壊
倉 掛	I - 1 - 0424	急傾斜地の崩壊		越 ヶ 谷 2	I - 1 - 3151	急傾斜地の崩壊
秋 山	I - 1 - 0425	急傾斜地の崩壊		前 田 3	I - 1 - 3152	急傾斜地の崩壊
小城ノ久保	I - 1 - 0426	急傾斜地の崩壊		上 木 代	I - 1 - 3158	急傾斜地の崩壊
山 下	I - 1 - 0427	急傾斜地の崩壊		高 松 - 1	I - 1 - 3159	急傾斜地の崩壊
前 田 2	I - 1 - 0433	急傾斜地の崩壊		高 松 - 2	I - 1 - 3160	急傾斜地の崩壊
前 田 1	I - 1 - 0434	急傾斜地の崩壊		風 野 1	I - 1 - 3162	急傾斜地の崩壊
鹿 谷 - 4	I - 1 - 0444	急傾斜地の崩壊		鯛 取 2	I - 2 - 0031	急傾斜地の崩壊
鹿谷-4- 新①	I - 1 - 0444-新①	急傾斜地の崩壊		蕨 ヶ 平 - 1	I - 2 - 0218	急傾斜地の崩壊
中本西方	I - 1 - 0445	急傾斜地の崩壊		風 野	II - 1 - 0400	急傾斜地の崩壊
木 代	I - 1 - 0446	急傾斜地の崩壊		末 広	II - 1 - 0408	急傾斜地の崩壊
西 小 路	I - 1 - 0447	急傾斜地の崩壊		小 山	II - 1 - 0422	急傾斜地の崩壊
				門 前 - 2	II - 1 - 0506	急傾斜地の崩壊

奈 留 2	II-1-2064	急傾斜地の崩壊	笠 祇 4	II-1-4739	急傾斜地の崩壊
奈留2-新①	II-1-2064-新①	急傾斜地の崩壊	平 原	II-1-4742	急傾斜地の崩壊
七ッ橋 1	II-1-2067	急傾斜地の崩壊	平原-新①	II-1-4742-新①	急傾斜地の崩壊
七ッ橋 1-新①	II-1-2067-新①	急傾斜地の崩壊	平原-新②	II-1-4742-新②	急傾斜地の崩壊
東 - 4	II-1-4656	急傾斜地の崩壊	揚 原	II-1-4743	急傾斜地の崩壊
山 神	II-1-4662	急傾斜地の崩壊	射 場 地 野	II-1-4745	急傾斜地の崩壊
上 千 野 5	II-1-4702	急傾斜地の崩壊	真 萱 3	II-1-4749	急傾斜地の崩壊
上 千 野 6	II-1-4703	急傾斜地の崩壊	蕨ヶ平-2	II-1-4750	急傾斜地の崩壊
上 千 野 7	II-1-4704	急傾斜地の崩壊	風 野 2	II-1-4754	急傾斜地の崩壊
上 千 野 8	II-1-4705	急傾斜地の崩壊	大 平 4	II-1-4757	急傾斜地の崩壊
上 千 野 9	II-1-4706	急傾斜地の崩壊	大 平 5	II-1-4758	急傾斜地の崩壊
上千野 10	II-1-4707	急傾斜地の崩壊	倉 掛 1	II-1-4762	急傾斜地の崩壊
西下弓田-1	II-1-4708	急傾斜地の崩壊	倉 掛 2	II-1-4763	急傾斜地の崩壊
西下弓田-2	II-1-4709	急傾斜地の崩壊	内之畑-1	II-1-4783	急傾斜地の崩壊
前 田 4	II-1-4710	急傾斜地の崩壊	磯 平	II-1-4790	急傾斜地の崩壊
小城ノ久保 1	II-1-4720	急傾斜地の崩壊	本西方-3	II-2-0333	急傾斜地の崩壊
霧島-2-新①	II-1-4727-新①	急傾斜地の崩壊	長 浜	II-2-0334	急傾斜地の崩壊
霧島-2-新②	II-1-4727-新②	急傾斜地の崩壊	小 山 - 1	II-2-0335	急傾斜地の崩壊
鹿 谷 - 2	II-1-4731	急傾斜地の崩壊	塗 木 - 1	II-2-0336	急傾斜地の崩壊
本西方-2	II-1-4732	急傾斜地の崩壊	塗 木 - 2	II-2-0337	急傾斜地の崩壊
高 松 - 3	II-1-4734	急傾斜地の崩壊	松 尾 - 2	III-1-9333	急傾斜地の崩壊
高 松 - 5	II-1-4736	急傾斜地の崩壊	城山-2-新①	III-1-9335-新①	急傾斜地の崩壊
笠 祇 3	II-1-4738	急傾斜地の崩壊	城山-2-新②	III-1-9335-新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 300号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第 1 項の規定により、平成27年宮崎県告示第 171号による都城広域都市計画道路事業の



事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 施行者の名称

都城市

2 都市計画事業の種類及び名称

都城広域都市計画道路事業 3・5・61号 鷹尾上長飯通線

都城広域都市計画道路事業 3・4・60号 郡元通線

都城広域都市計画道路事業 3・6・52号 桜馬場通線

3 事業施行期間

平成23年3月10日から平成33年3月31日まで

4 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

宮崎県告示第 301号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(串間) 29-1	株式会社 南九州不 動産代表 取締役社 長宮田清 一郎	串間市大字西方字 桑木4041番1、40 41番12	5.00	34.80	平成30 年1月 17日

宮崎県告示第 302号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年宮崎県条例第25号)第69条第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる県営住宅の駐車場の使用料を同表の右欄のとおり定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

県営住宅の名称	県営住宅の場所	使 用 料
県営新田麓団地	児湯郡新富町大字新田 7045番地2	600円

※使用料は、自動車1台当たりの月額の使用料とする。

宮崎県告示第 303号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第 5 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	
一般社団法人宮崎県獺友会	小林市南西方6257-35 永田睦男 宅内小林地区獺友会事務局	一般社団法人宮崎県獺友会	小林市細野2148番地2 仁岸銃砲 火薬店	平成30年 1月15日
	えびの市大字原田3968番地 木野次雄宅内えびの地区獺友会事務局		えびの市大字島内 787 前園竜児宅内えびの地区獺友会事務局	

公 告

保安林の平成30年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第 249号)第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成30年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	612.86
北川土流	土砂流出防備保安林	87.97
北川干害	干害防備保安林	1.56
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,157.04
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	98.25
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	14.34
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.62
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,117.79
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	21.99
五十鈴川干害	干害防備保安林	24.89
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,998.81
耳川土流	土砂流出防備保安林	116.76
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	295.12
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	23.97
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,700.86
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	132.67
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.30
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.60
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	831.14
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.92
小丸川下流干害	干害防備保安林	2.66
小丸川下流保健	保健保安林	6.74
川内川上流水かん	水源かん養保安林	683.11

川内川上流土流	土砂流出防備保安林	56.36	本庄川干害	干害防備保安林	2.74
川内川上流防風	防風保安林	0.46	本庄川保健	保健保安林	7.33
川内川上流干害	干害防備保安林	23.08	大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,279.11
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,353.72	大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	69.68
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	158.54	大淀川中流干害	干害防備保安林	0.70
大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.04	広渡川水かん	水源かん養保安林	966.09
大淀川本流防風	防風保安林	0.52	広渡川土流	土砂流出防備保安林	152.29
大淀川本流干害	干害防備保安林	15.15	広渡川干害	干害防備保安林	1.44
大淀川本流保健	保健保安林	5.44	広渡川保健	保健保安林	0.28
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,524.98	福島川水かん	水源かん養保安林	298.24
本庄川土流	土砂流出防備保安林	11.74	福島川土流	土砂流出防備保安林	15.03
本庄川防風	防風保安林	0.12	福島川干害	干害防備保安林	1.94

### 企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成30年2月1日

宮崎県企業局長 図 師 雄 一

#### 宮崎県企業局企業管理規程第1号

##### 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条の2関係）			別表第1（第2条の2関係）		
職	職務の級	支給額	職	職務の級	支給額
副局長	[略]		副局長	[略]	
	8級	116,900円		8級	117,000円
[略]			[略]		

#### 附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、この企業管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

### 雑 報

平成29年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成29年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成30年2月1日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

8910018 8910027 8910029 8910033 8910068 8910076  
 8910082 8910087 8910091 8910095 8910096 8910110  
 8910118 8910119 8910122 8910138 8910139 8910147  
 8910156 8910213 8910229 8910237 8910243

以上23名